

政府からのお知らせを取りまとめた冊子です。

点字・大活字広報誌

ふれあい らしんばん

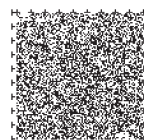
Vol. 72

令和2年3月発行

より多くの方に読んでいただくために、
回覧用、貸し出し用として
ぜひご活用ください。



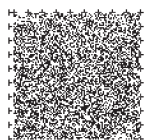
あしたの暮らしをわかりやすく
内閣府政府広報室



目次

- 進めよう、働き方改革！
パートタイム・有期雇用労働法が施行されます
..... 1と21
- オリンピック・パラリンピックをきっかけに、
テレワークをかしこく活用しましょう！
..... 6と26
- より良い^{あした}明日のくらしのために！
「国民生活基礎調査」にご協力をお願いします
..... 10と31
- 郵政民営化前に預け入れた郵便貯金の
払戻しには期限があります
..... 15と37

「ふれあいらしんばん第72号」は、1～19ページまでを点字、21～42ページまでを大活字にて表示しています。

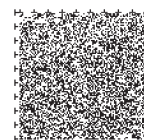


進めよう、働き方改革！ パートタイム・有期雇用労働法が 施行されます

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革です。

この働き方改革の柱の一つに、いわゆる「同一労働同一賃金」があります。どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられることを目指し、「パートタイム・有期雇用労働法」が令和2年4月1日に施行されます。中小企業の適用は、令和3年4月1日です。

では、「パートタイム・有期雇用労働法」の主なポイントを3つご紹介します。

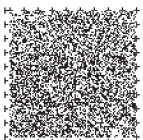


一点目は、不合理な待遇差が禁止されます。

基本給や賞与、手当など、あらゆる待遇について、同じ企業で働く正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、不合理な差を設けることが禁止されます。

例えば、通勤手当。正社員に通勤に必要な交通費を支給しているのであれば、パートタイム労働者や有期雇用労働者に通勤手当を支給しないのは不合理な差となります。事業主は改善を行う必要があります。

他に基本給や賞与などについても不合理な差を設けることは禁止されますが、同じ職場で働いていても、正社員には「夜勤がある」「ノルマがある」「現場を任されている」など責任の程度が違うことがあります。このように理由がある場合には、待遇の差は不合理とならないこともあります。

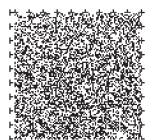


二点目は、パートタイム労働者・有期雇用労働者は、待遇差の内容や理由について事業主に説明を求めることができるようになります。

事業主には、あらゆる待遇について、正社員とどのような差があるのか、なぜそのような差が生じているのかを説明する義務が課せられます。説明を求めた労働者への不利益な取扱いは法律で禁止されますのでご安心ください。

三点目は、職場でのトラブルについて紛争解決援助が利用できます。

事業主に待遇差の理由について説明を求めたが対応してくれないなど、職場でトラブルが生じた場合にサポートしてくれる行政サービスで、無料で利用することができます。都道府県労働局で相談に応じていますので、お一人で悩まずにご利用ください。

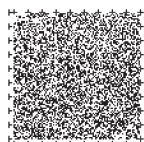


この法律の施行に向けて、事業者の皆さんは準備が必要です。

まず、「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」で、自社の状況が法の内容に沿ったものか、待遇の状況を確認・点検をしましょう。この取組手順書は、各都道府県の労働局雇用環境・均等部(室)で配布している他、厚生労働省のホームページに掲載されています。「厚生労働省 同一労働同一賃金」で検索してください。点検の結果、待遇の違いが、「不合理ではない」と言い難い場合は、改善に向けて、検討しましょう。



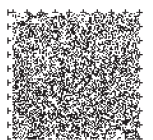
パートタイム・有期雇用労働法キャラクター 「パゆう」ちゃん



また、同じく厚生労働省の「パート・有期労働ポータルサイト」には、企業が求められる対応について、チャプターごとに具体例を交えて解説した動画やマニュアルなどを掲載しています。こちらでも合わせてご覧ください。

さらに、厚生労働省が47都道府県に設置する働き方改革推進支援センターでは、労務管理の専門家が、中小企業、小規模事業者の皆さまからのご相談に応じています。電話相談、個別訪問によるコンサルティングなども無料で行っていますので、お気軽にご利用ください。

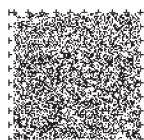
パートタイム・有期雇用労働法についてのお問い合わせは、各都道府県の労働局雇用環境・均等部(室)へどうぞ。また、働き方改革の「時間外労働の上限規制」については、点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」の第71号に掲載しています。こちらでも合わせてご利用ください。



オリンピック・パラリンピックを きっかけに、テレワークを かしこく活用しましょう！

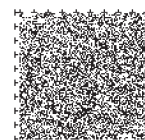
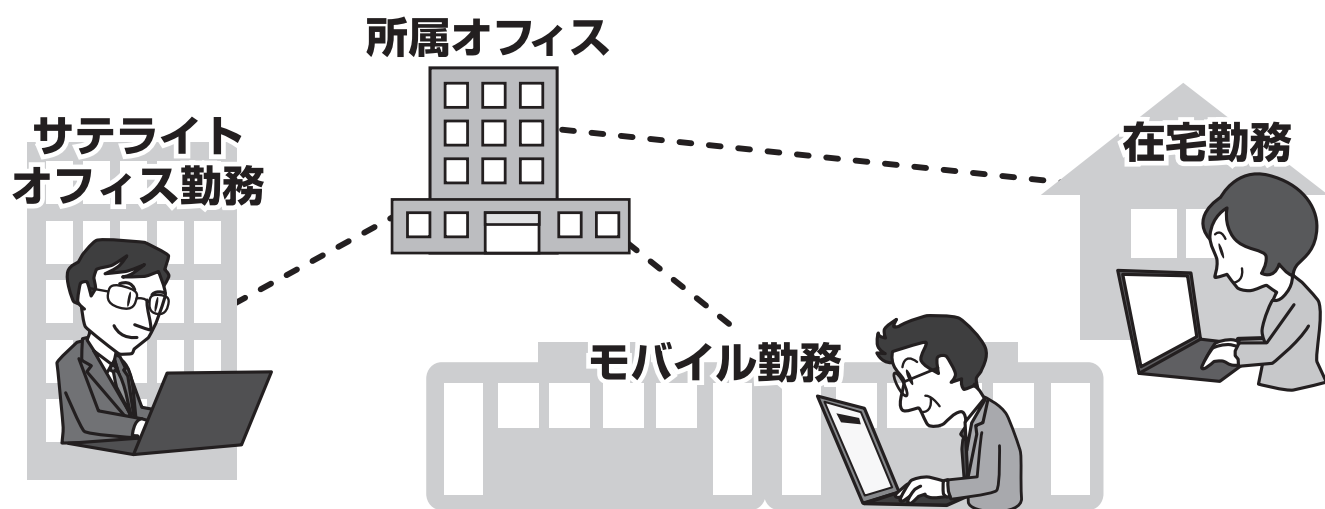
今年の夏は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。

大会期間中は、国内外からたくさんのお客様や観客が東京を訪れることから、交通機関に大変な混雑が起きることが予想されています。日頃、東京都内に通勤されている方は、いつも利用している電車が混雑で利用できないなど、大きな影響を受けるおそれがあります。そのため、混雑のピーク時間を避けての出勤や、大会の日程に合わせた休暇の取得など、さまざまな方法を組み合わせ、少しでも交通機関の運行への影響を緩和していく必要があります。



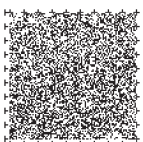
中でもテレワークは、いつも通りに仕事をこなしながら混雑を回避できる有効な対策と言えるでしょう。

テレワークとは、「離れたところで勤務する」という意味で、いつものオフィスとは異なる場所で働く形態のことをいいます。働く場所が選べることから、柔軟な働き方が可能になります。例えば、都内のオフィスには出勤せず自宅や郊外のサテライトオフィスで勤務すれば、交通混雑に巻き込まれずに済むだけでなく通勤時間を有効に活用することができます。



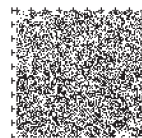
また、大会期間中に思い切って首都圏を離れ、休暇と組み合わせてリゾート地や帰省先でテレワークをする、という方法もあるでしょう。そうすることで、家族と一緒に過ごす時間が作れ、心身のリフレッシュにもつながります。

そして、テレワークのメリットは混雑を避けられることだけではありません。必ずしも出勤する必要がないため、時間の融通がききやすく、子育てや育児、介護をしながらでも仕事を続けやすくなります。働く場所を自由に選択できるので、自分の住みたい地域で暮らしながら都市部の企業に勤務することも可能になり、障害などの理由で普段の通勤が難しい方でも、様々なICTツールを活用して働くことができます。このように、テレワークをうまく利用すれば、自身のライフスタイルに合わせて活躍できる社会の実現が可能になります。



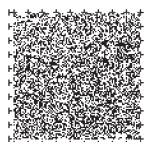
また、テレワークは単に従業員のワークライフバランスに資するだけでなく、企業の経営という面からも必要不可欠です。通勤などの移動時間を有効活用した生産性の向上や、多様な人材が働きやすい環境を作ることによって人材確保にもつながります。さらに、自然災害などで出勤が難しい状態になった場合にも、テレワークによる事業の継続は大変有効です。

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年は、テレワークに取り組む絶好のチャンスです。また、2020年を機に、テレワークによる柔軟な働き方を今後広く定着させていくことも重要となるでしょう。まだテレワークを導入されていない企業の皆様はこの機会にぜひ、大会期間に間に合うようテレワーク導入について考えてみて下さい。



テレワークの普及拡大のため、政府でも様々な取組を行っています。今年の夏には、東京オリンピック・パラリンピックの開催期間にあわせて、全国の企業などの皆さんに集中的なテレワークの実施を呼びかける「テレワーク・デイズ2020」という国民運動的なイベントを実施しますので、ぜひ積極的なご参加をお願い致します。

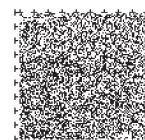
▶テレワークの普及促進に関するお問い合わせは、
総務省 情報流通行政局
情報流通高度化推進室
電話：03 - 5253 - 5751 へどうぞ。



より良い明日のくらしのために！ 「国民生活基礎調査」にご協力を お願いします

国や地方公共団体が政策を企画・立案・実施する際には、さまざまな指標やデータを活用しています。適切な行政施策を実施するためには、皆さまの生活の現状を把握することが必要不可欠となっており、幅広い分野で統計調査が行われています。

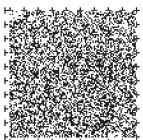
その中の一つに「国民生活基礎調査」があります。この調査は、「統計法」という法律に基づいて厚生労働省が行う重要な統計調査で、昭和61年から毎年実施しています。調査結果は保健、医療、年金、福祉、所得など幅広い分野の施策に活用されます。



例えば、この調査により、ここ30年間で児童のいる世帯の割合は低下傾向、65歳以上の方のいる世帯の割合は上昇傾向であるということが示されています。他にも、65歳以上で子供夫婦と同居している方の割合は低下傾向にあることが分かっています。これらの調査結果は少子高齢化社会への対策の基礎資料になり、施策の実施に役立てられます。

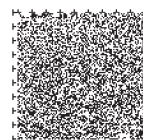
では、今年度の国民生活基礎調査は具体的にどのように行われるのでしょうか。

調査は、全国で無作為に抽出された約5万5千世帯が対象となっており、対象世帯の回答内容から、全国状況を推計します。調査の回答内容は、統計を作るためだけに使われ、他の目的に用いることは法律で禁止されていますので安心してお答えください。



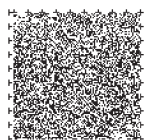
調査対象となる世帯には、まず4月中旬頃に調査員が訪問し、世帯主のお名前と世帯員の人数をお聞きして、世帯の名簿を作成します。その後5月下旬に調査員が「世帯票」という調査票を配布します。6月4日以降に調査員が再び訪問しますので、それまでに記入してください。

調査員は、この期間中、都道府県知事または区長や市長などから任命された地方公務員となります。調査員が対象世帯を訪問する時には、知事や市長などが発行する調査員証を携帯していますので、必ず提示してもらい、あるいは読み上げてもらいなど確認してください。ご自身での確認が不安な場合は、ご家族のいる時に改めて来てもらうこともできます。



調査票は、基本的に調査員からの手渡しとなりますので、疑問点などは調査員に対面で聞くことができます。また、質問を読み上げてもらい、回答を代筆してもらうことも可能です。調査員には守秘義務があり、回答が他に知られることはありませんので、回答方法は調査員にご相談ください。

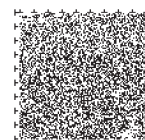
なお、世帯票の回答をお願いした世帯の中から、さらに一部の世帯には、7月以降に実施する世帯の所得の状況を調べる「所得票」という調査票を用いた調査を依頼される場合があります。該当の世帯はこちらにもご協力をお願いいたします。

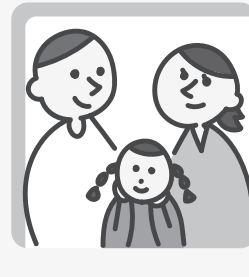
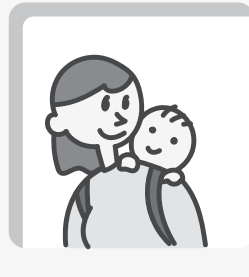
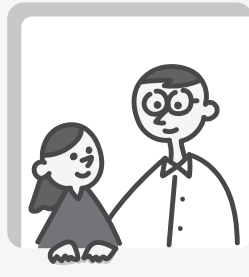
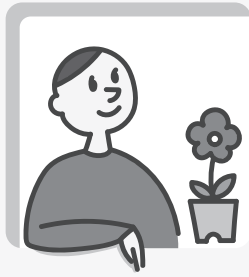


今回の調査では、対象世帯の1世帯は約1,000世帯を代表するデータとなります。したがって、回答しないなど調査に協力されない場合には全国の実況を示す推計結果が偏ってしまう恐れがあり、調査世帯の正しい回答が不可欠です。ひとりひとりの回答が、医療・年金・福祉などの施策に反映され、より良い未来を作ります。対象となられた方は、調査へのご協力をお願いいたします。

国民生活基礎調査に関するお問合せは最寄りの保健所へどうぞ。厚生労働省のホームページでもご案内しています。「国民生活基礎調査」で検索してみてください。

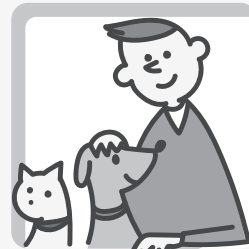
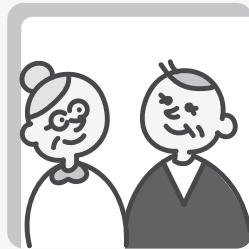
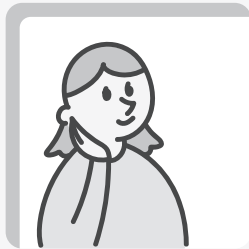
また、YouTubeに調査の概要が分かる動画を掲載しています。YouTubeの中の検索欄から「2020年国民生活基礎調査」で検索してみてください。





2020年（令和2年）

国民生活 基礎調査



ご協力をお願いいたします。



国民生活基礎調査



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



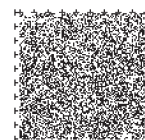
政府統計

2020(令和2)年国民生活基礎調査 PRポスター

郵政民営化前に預け入れた 郵便貯金の払戻しには期限があります

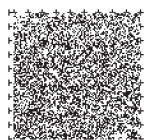
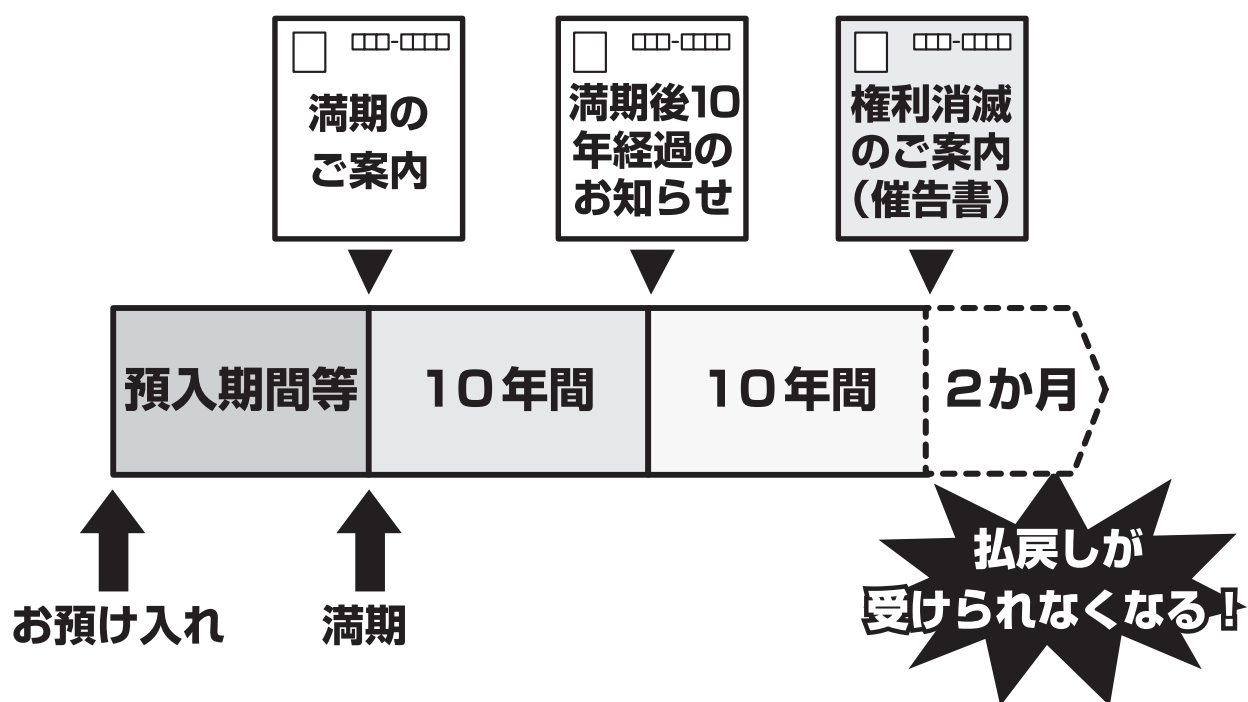
郵政事業が平成 19 年 10 月 1 日に民営化され、令和元年で 12 年が経過しました。皆さんの中に、郵政民営化より前に郵便局に預け入れた郵便貯金をお持ちの方はいませんか。それらの郵便貯金のうちの一部は、法律に基づき、払戻しの期限が決められています。

払戻しの期限が決められているのは、郵政民営化前の平成 19 年 9 月 30 日までに預け入れた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金です。これらの郵便貯金はすべて満期を過ぎており、満期後 20 年 2 か月が経つと払戻しが受けられなくなるため、注意が必要です。



満期から 20 年経つと、預け入れの際に届いた住所に宛てて、払戻しに関する案内が送付されます。案内を送付した日からさらに 2 か月経つと払い戻しが受けられなくなります。この案内は、住所や氏名に変更があった場合などは届かないこともありますので、ご注意ください。

なお、平成 19 年 10 月 1 日の郵政民営化以降に預け入れた貯金は、満期後 20 年 2 か月経つと払い戻しが受けられなくなる、ということはありません。



郵政民営化前の郵便貯金証書や通帳をお持ちの場合は、お近くの郵便局の貯金窓口やゆうちょ銀行の店舗で、早めに払戻しの手続をしましょう。

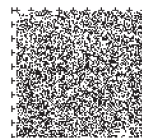
払戻しのお手続を行うにあたり必要な物が3つありますので持参してください。

1つ目は、郵便貯金証書または通帳、

2つ目は、お届け印、

3つ目は、名義人ご本人さまであることが確認できるマイナンバーカードやパスポートなどの本人確認書類です。本人確認書類が、各種保険証や顔写真のない証明書類の場合は、追加で他の証明書類が必要になる場合があります。

郵便貯金証書や通帳の所在が分からない場合でも払戻し手続ができます。



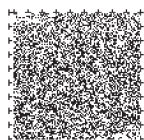
郵便貯金をお持ちか確認できない場合は、調査を行うこともできますので、お近くの郵便局の貯金窓口、またはゆうちょ銀行の店舗にご相談ください。

手続や調査にあたっては、お届け印またはお届け印が分からない場合は別の印章、および名義人の本人確認書類をご持参ください。

なお、郵便貯金証書や通帳をなくしてしまった場合などは、手続や調査に時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

次に、払戻しのお手続き、または調査を行う場合の注意事項です。

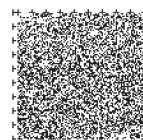
郵便貯金の払戻し請求を代理人の方が行う場合は、郵便貯金の名義人の本人確認書類に加えて、代理人の方の本人確認書類と名義人からの委任状が必要です。



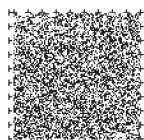
郵便貯金の調査を代理人の方が手続される場合についても、代理人の方の本人確認書類および名義人からの委任状が必要ですのでご注意ください。

相続人の方が手続される場合は、名義人の方が亡くなられたことと、請求する方が相続人であることを確認できる証明書類等の原本が必要です。

皆さんの大切な貯金ですので、ご自身やご家族の方が、郵政民営化前の平成19年9月30日までに預け入れた、定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金をお持ちでないか、今一度確認しましょう。また、満期を過ぎた郵便貯金があると思われる場合は、早めに払戻しの手続きをしましょう。



▶郵便貯金に関するお問合せは
お近くの郵便局の貯金窓口
またはゆうちょ銀行の店舗
または独立行政法人郵便貯金簡易生命保険
管理・郵便局ネットワーク支援機構
電話 03 - 5372 - 7101 へどうぞ。



この広報誌は、「政府広報オンライン」でもお知らせしています。

また、他のテーマもあわせ、音声によるご案内もしています。

▶政府広報オンライン

○点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」

検索

○音声広報CD「明日への声」

検索

点字・大活字広報誌

ふれあい Vol. 72
らしんばん

令和2年3月発行

発行：内閣府政府広報室

制作：株式会社廣濟堂

